

所沢市立所沢図書館ボランティア活動実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市立所沢図書館（以下「図書館」という。）におけるボランティア（以下「ボランティア」という。）の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 ボランティアの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 配架ボランティア
- (2) おはなし会ボランティア
- (3) 図書館まつりボランティア
- (4) その他所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた活動

(登録対象者)

第3条 ボランティアの登録を受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 中学生以上の者
- (2) 市内で活動する団体

(登録)

第4条 ボランティアの登録を受けようとするものは、所沢市立所沢図書館ボランティア登録申込書（別記様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ボランティアの登録を行うものとする。

3 ボランティアの登録の有効期間は、前項の登録の日から当該日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(責務)

第5条 ボランティアの登録を受けたもの（以下「ボランティア登録者」という。）は、ボランティア活動を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員との密接な協議の下に公平かつ平等な利用者サービスに努めること。
- (2) 活動上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (3) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしてはならないこと。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利に関する活動を行ってはならないこと。

(登録の取消し)

第6条 教育委員会は、ボランティア登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ボランティアの登録を取り消すものとする。

(1) ボランティアの登録の辞退の申出があったとき。

(2) 前条の規定による債務を遵守することができないとき。

(研修)

第7条 ボランティア登録者は、教育委員会が実施する図書館運営の基本的な考え方、利用者サービスに必要な技能習得等の研修を受講するものとする。

(報酬等)

第8条 ボランティア活動に対する報酬、交通費等は、支給しないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による登録を受けているものは、改正後の第4条第2項の登録を受けているものとみなす。
この場合において、当該登録の有効期間は、この要綱の施行の日から平成28年3月31日までとする。